

新港突堤西地区（第2突堤）
再開発事業

事業者 募集要項

令和2年10月30日

神戸市

目 次

I	再開発事業の概要	
1	趣旨	P 1
2	上位計画及び基本方針	P 2
3	事業用地の概要	P 3
4	公募スケジュール	P 4
II	応募事業者の資格等	
1	応募資格	P 5
2	特別目的会社を設立する場合の要件	P 6
III	事業用地の土地利用	
1	基本事項	P 8
2	事業用地の所在, 規模及び各計画等	P 8
3	土地利用の条件	P 9
4	事業用地	P 11
5	供給処理施設等	P 13
6	配慮が必要な事項	P 14
IV	契約及びその他の条件	
1	契約時期	P 16
2	契約条件	P 16
3	その他の条件	P 18
V	応募手続き及び優先交渉権者の決定等	
1	応募手続き	P 20
2	優先交渉権者の決定	P 25
3	覚書の締結	P 26
4	事業実施計画の策定	P 26
VI	土地の引渡し方法等	
1	土地の引渡し時期	P 27
2	登記	P 27
3	着工時期	P 27
VII	留意事項	P 28
VIII	審査項目	
1	審査項目及び配点	P 29
2	評価方法	P 30
IX	添付書類	P 31

I 再開発事業の概要

1 趣旨

神戸市では都市間競争に負けない選ばれる都市として持続的に発展していくために、平成23年3月に、都心・ウォーターフロントの将来構想となる「港都 神戸」グランドデザインを策定するとともに、神戸開港150年を機に策定した「神戸港将来構想」においては、「世界から人を惹きつける神戸ウォーターフロントの形成」を掲げ、その将来構想の実現に向け段階的に再開発に取り組んでいます。

新港第1突堤ではコンベンションホールを備えたホテルが開業し、新港第3突堤及びその基部では、「神戸三宮フェリーターミナル」や「神戸ポートオアシス」を整備しました。また、新港第1突堤基部では、現在、アクアリウムなどが入る文化施設棟や企業の本社棟、高質な住機能等を導入した複合再開発を進めているところであり、令和3年から順次、施設がオープンする予定です。このような、様々な都市機能を導入した再開発を進めるとともに、第1突堤～第2突堤間では水域を活用した、新たなにぎわい創出の取組みを進めているところです。

今回、新港突堤西地区の中でも眺望景観に優れる新港第2突堤において、神戸ウォーターフロントのシンボルとなり、都心・三宮再整備やウォーターフロントエリアの周辺施設・空間とも一体となって、賑わい創出やまちの活性化等の相乗効果が期待できる文化集客・観光商業・宿泊等施設の整備・運営を、自らの企画力・ノウハウ・実行力等を最大限に発揮し将来にわたって実施する事業者を広く公募します。

2 上位計画及び基本方針

(1) 上位計画

① 第5次神戸市基本計画（神戸づくりの指針）

URL : <https://www.city.kobe.lg.jp/a89138/shise/kekaku/masterplan/jikikihonkeikaku00/jikikihonkeikaku02.html>

② 神戸2020ビジョン

URL : <https://www.city.kobe.lg.jp/a89138/shise/kekaku/masterplan/jikikihonkeikaku00/2020vision/index.html>

③ 神戸創生戦略

URL : https://www.city.kobe.lg.jp/a89138/shise/kekaku/kikakuchosek_yoku/sousei/index.html

④ 「港都神戸」グランドデザイン

URL : <https://www.city.kobe.lg.jp/a74227/shise/kekaku/kikakuchosekyoku/toshin/granddesign/index.html>

⑤ 神戸港将来構想

URL : <https://www.city.kobe.lg.jp/documents/7944/20170710173101-5.pdf>

⑥ 「神戸三宮駅周辺・臨海地域（都市再生緊急整備地域）」における地域整備方針

URL : <https://www.city.kobe.lg.jp/documents/14043/tiikiseibihousinn.pdf>

⑦ 新港突堤西都市景観形成地域に係る景観形成方針及び景観形成基準

URL : <https://www.city.kobe.lg.jp/a30028/shise/kekaku/jutakutoshikyoku/scene/rlk0003/t03.html>

⑧ 神戸市夜間景観形成実施計画

URL : <https://www.city.kobe.lg.jp/documents/10779/night-actionplan.pdf>

⑨ 神戸の都心の未来の姿[将来ビジョン]

URL : <https://www.city.kobe.lg.jp/a55197/shise/kekaku/jutakutoshikyoku/kobetoshin/shouravision/index.html>

⑩ 三宮周辺地区の『再整備基本構想』

URL : <https://www.city.kobe.lg.jp/a55197/shise/kekaku/jutakutoshikyoku/kobetoshin/sannomiya-saisebi/index.html>

⑪ 神戸三宮「えきまち空間」基本計画

URL : <https://www.city.kobe.lg.jp/a55197/shise/kekaku/jutakutoshikyoku/kobetoshin/eki-machi/index.html>

(2) 基本方針

- ① 1の趣旨及び2(1)の上位計画に示す土地利用の方向性・趣旨・内容を踏まえた計画とすること。
- ② 楕円形突堤という特徴や眺望景観に優れた立地環境を活かし、シンボル性のある施設とすること。
- ③ 神戸市民をはじめ、国内外問わず広域からの集客や多くの再来訪者が見込めるなど、交流人口の持続的な増加に資するものであること。
- ④ 海側からの眺望や夜間景観の演出も含め、神戸ウォーターフロントの新たなシンボルのひとつとなるような施設デザインの導入に努めること。
- ⑤ 先行して再開発が進んでいる第1突堤周辺や、都心・三宮再整備やウォーターフロントエリアの周辺施設・空間との相乗効果が期待できる施設であること。
- ⑥ 第2突堤の公共空間と一体性のある施設配置とともに、隣接する水域の将来的な活用との連携等も踏まえた計画とすること。

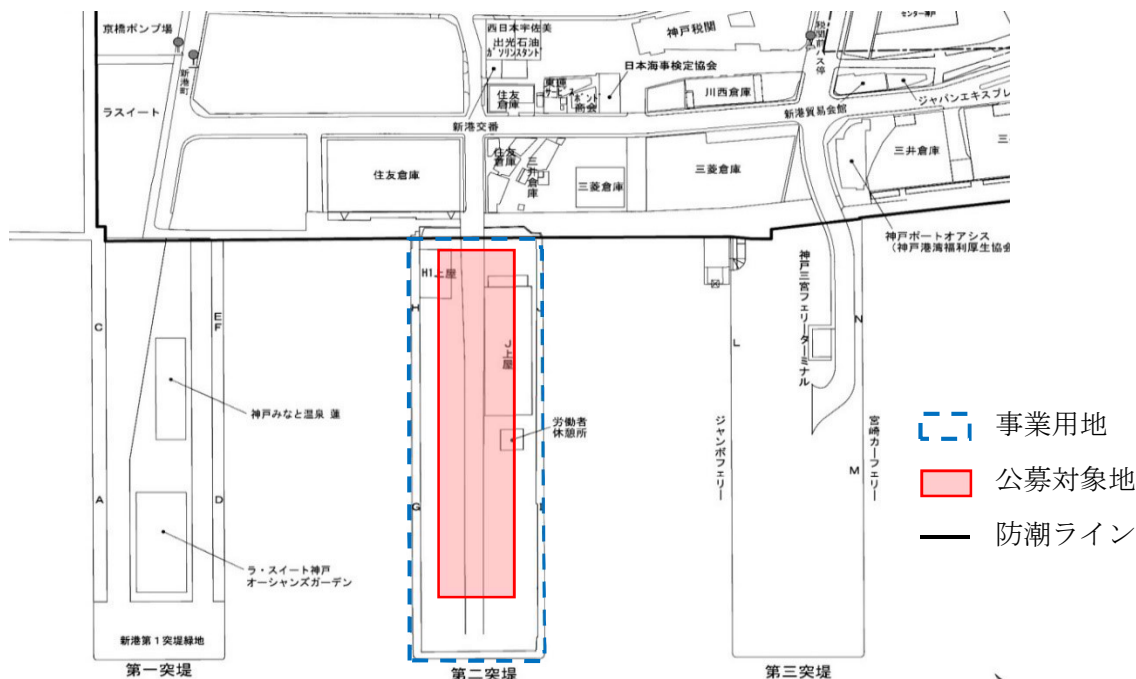
URL : <https://www.city.kobe.lg.jp/a02564/shise/about/construction/soshiki/1700/20200325173601.html>

- ⑦ ユニバーサルデザインへの配慮や、省エネルギー対策など低炭素社会の実現に向けた環境対策への配慮等のSDGsの取組みを積極的に取り入れた計画とすること。
- ⑧ 神戸市 with コロナ対応戦略等、感染症対策にも配慮した計画とすること。

URL : https://www.city.kobe.lg.jp/a89138/kobe_withcoronasenryaku.html

3 事業用地の概要

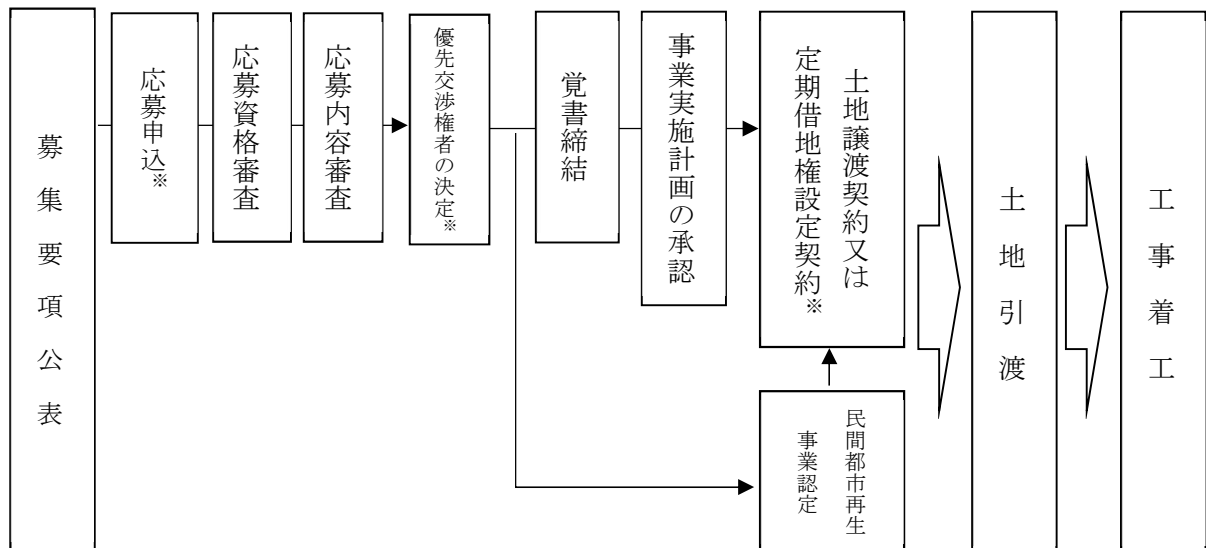
- ・所在地 神戸市中央区新港町 130 番 2
- ・面積 事業用地 約 38,000 m² (公募対象地 約 19,340 m²)
- ・位置図



4 公募スケジュール

内容		日付
募集要項配布		令和2年10月30日(金)から 令和3年1月22日(金)まで
説明会参加申込締切		令和2年11月9日(月)まで
説明会		令和2年11月10日(火)
質問受付		令和2年11月30日(月)まで
質問回答(ホームページに掲載)		令和3年1月22日(金)まで
応募申込	応募登録 受付期間	令和3年1月25日(月)から 1月29日(金)まで
	計画提案 受付期間	令和3年1月25日(月)から 2月19日(金)まで
プレゼンテーション		令和3年3月中旬から下旬(予定)
計画審査・優先交渉権者決定		令和3年3月下旬(予定)
覚書締結		令和3年3月下旬(予定)
優先交渉権者による関係者協議		令和3年4月以降(予定)
事業実施計画の承認		
民間都市再生事業認定		
土地譲渡契約又は定期借地権設定契約の締結		
土地の引渡し		

(参考) 全体事業イメージ



※ 呼称について、応募申込時点では「応募者」、選定された応募者を「優先交渉権者」、契約を締結以降は「事業者」とします。

Ⅱ 応募事業者の資格等

1 応募資格

(1) 資格要件

応募者は、公募対象地の所有権又は借地権を取得し、本募集要項の趣旨及び基本方針等に従って、文化集客・観光商業・宿泊等施設の再開発を自ら実施する企業又は複数の企業で構成する企業グループであること。なお、企業グループで申し込む場合には、以下の内容を遵守してください。

- ① 企業グループの中から代表企業を決定し、その意思決定を代表すること。
- ② 代表企業は、応募申込書、計画書に基づく開発の総括、代表企業以外の企業（構成員企業）間の調整、本市との調整の窓口を行い、構成員企業は事業分担計画に基づいて役割を分担すること。代表企業は、事業者決定後もその役割は承継されるものとする。ただし、市が認める場合は変更可能とする。
- ③ 企業グループの代表企業及び構成員企業は、他の企業グループの代表企業及び構成員企業になることができないこと。

(2) 欠格事由

応募者である企業又は企業グループの代表企業・構成員企業が、以下の者に該当する場合は失格とします。

提出された法人情報を申込資格確認のために、警察等関係機関への照会資料として使用する場合があると同時に、契約後以下の①～⑦に該当することが判明した場合には、違約金の請求、買戻権の行使、契約解除の対象になります。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）等。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申し立て、若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（ただし、更生計画認可決定や再生計画認可決定がなされている場合はこの限りでない）。

- ③ 本市における不動産の売り払い又は貸付けに係る契約手続きにおいて、次の事項のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。
- ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価額の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者。
 - ウ 正当な理由なく契約を履行しなかった者。
 - エ 落札したにもかかわらず正当な理由なく契約を締結しなかった者。
 - オ 本市における競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行にあたり代理人、支配人、その他使用人として使用している者。
- ④ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当する役員がいる団体。
- ⑤ 国税（法人税・消費税）、地方消費税及び本市が賦課する税について未納の税額がある者。
- ⑥ 土地を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等、公序良俗に反するように使用しようとする者。
- ⑦ 次の事項のいずれかに該当する者。
- ア 本市から直接に又は第三者を経由して不動産を買い受け又は借り受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めに違反した者。
 - イ 上記アに該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者。
 - ウ 上記ア又はイに該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体。

2 特別目的会社（SPC）※を設立する場合の要件

応募者が特別目的会社（以下、SPC）を設立する場合は、以下の内容を遵守してください。

- ・事業者応募申込書に、SPCを設立して開発事業を行うことを記載すること
- ・提出書類として、資金調達方式、SPCのエクイティ出資者やアセットマネジメント（AM）、プロパティマネジメント（PM）業務等を担う企業名を付した全体スキー

ム図，設立に向けたスケジュール等を簡潔にまとめたSPC設立の事業実施計画書（様式10）を提出すること。

- ・土地譲渡契約又は定期借地権設定契約の相手方となるため，SPCは契約締結前に設立すること。
- ・代表企業は，SPCのエクイティ出資者となること。
- ・代表企業は，SPC設立後も1（1）②に示す役割を担うこと。
- ・代表企業を変更する場合，事前に市の承諾を得ること。
- ・SPCは日本国内に設立すること。

※「資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）」に基づき設立する特定目的会社及びその他の特別目的会社

Ⅲ 事業用地の土地利用

1 基本事項

- ・計画書の作成にあたっては、本募集要項及び都市計画法、港湾法、建築基準法、都市再生特別措置法をはじめとした関係法令、神戸市開発事業の手続き及び基準に関する条例、神戸港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例、神戸市港湾施設条例、神戸市都市景観条例など、関係条例・規則を遵守すること。
- ・優先交渉権者の決定後、各種法令に基づく必要な届出・申請手続き等は、事業者で行うこと。
- ・事業実施にあたり、土地利用に必要な測量・土質等の各種調査、防災・環境対策等の計画・工事説明等については、事業者の責任において適切に処理すること。
- ・その他、必要な事項については、本市の指示に従うこと。

2 事業用地の所在、規模及び各計画等

事項		内容
所在		神戸市中央区新港町 130 番 2
公募対象地積		19,341.63 m ²
公募対象地 地盤高		K. P+約 3.0m~3.3m (K. P=T. P-0.893m)
都市計画	用途地域	準工業地域
	防火・準防火	準防火地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	臨港地区	神戸港臨港地区（商港区）
	地区計画	地区外
接道		建築基準法 42 条 1 項 3 号：臨港道路 幅員約 15m（現況）
港湾計画		現 行：ふ頭用地 変更予定：交流厚生用地，緑地，ふ頭用地 （別図 6 土地利用計画参照）
その他		海岸保全区域，港湾隣接地域 新港突堤西都市景観形成地域（景観形成方針，景観形成基準） 神戸市夜間景観形成実施計画 都市再生緊急整備地域（神戸三宮駅周辺・臨海地域）（予定）※ ※港湾計画（土地利用）変更により，公募対象地が同地域に含まれる予定 （別図 6 土地利用計画参照） 公募対象地は，令和 3 年度上半期に国（財務省）より取得予定

3 土地利用の条件

(1) 建物用途

文化集客施設※、観光商業施設※、宿泊等施設を複合的又はいずれかを導入すること。
文化集客・観光商業機能を導入する場合は、神戸市民をはじめ国内外問わず広域からの集客や多くの再来訪者が見込めるなど、持続的に高い集客力が期待できる施設とします。

宿泊等機能を導入する場合は、都心・ウォーターフロントに相応しい高い品質と品格を備え、国際対応力やブランド力、都市の魅力向上が期待できる施設とします。なお、旅館業法に基づく営業許可を取得したものとし、ウイークリーマンション等の借地借家法に基づく住居の提供は認めません。

※例示を以下に示すが、この施設に限定するものではありません

「文化集客施設」は、劇場、アリーナ、美術館、博物館を含む。

「観光商業施設」は、観光施設、物販、飲食を含む。

(2) 建物意匠及び景観

① 新港突堤西都市景観形成地域に係る景観形成方針に基づき、新港突堤西都市景観形成地域に係る景観形成基準を遵守した計画とすること。なお、建物等の新築等にあたっては神戸市都市景観条例に基づく、都市景観形成地域内における行為の届出が必要となります。

② 神戸市夜間景観形成実施計画の方針に基づき、みなと神戸の強みである夜間景観の魅力さをさらに向上させる光の演出として、建物のライトアップや外構の夜間演出等で工夫を行ってください。また、第1突堤やポートアイランドの対岸や、海上からの眺望等、海側からの眺めも意識した印象力の強い夜間景観を演出してください。

③ その他、建物意匠及び景観の計画にあたっては、下表方針の準拠に努めること。

形状	海辺に映え、シンボリックで独創的な形状とする。 大壁面を有する建物は、単調なデザインとならないよう可能な限りデザインの分節化等を図る。 建物1階部分は視認性の高いファサードとし、建物と外構とで一体感のある景観の形成を図る。 外構は、周辺との繋がりが感じられるよう、公共空間や隣地等と調和の取れたデザインとする。
色調	施設や建物形状の特徴を活かすとともに、周辺と調和した色彩計画とする。 (参考) 第1突堤基部では、神戸港カラー作戦で定められているアースカラー(色相: 2.5YR~7.5YR, 彩度: 4~5, 明度: 2~8)を各建物で部分的に用いて統一感を演出。

夜間照明	色温度は 3000K 以下をベースとする。 神戸の歳時記に合わせた光のメッセージを発信する「KOBE ライトアップ DAY」に対応できるように、色の制御が可能な照明を設置する。
------	---

(3) 公共施設整備

公共施設整備は、事業用地内における緑地等において、公募対象地内に導入する施設との一体性のある空間とするとともに、都市再生緊急整備地域（神戸三宮駅周辺・臨海地域）の地域整備方針を踏まえ計画してください。

公共施設整備は、次項（4）の民間都市再生事業計画として、事業者自ら実施する公共貢献事業と本市に実施を求める内容と区分して提案してください。ただし、本市に実施を求める内容は、評価の対象としません。

本市に実施を求める公共施設整備については、構造、仕様等の取合い等について、設計段階において十分に本市と協議を行ったうえで確定するものとし、提案内容すべてが実現するものではありません。

なお、緑地において展望デッキ等、緑地本来の用途を妨げず、かつ、緑地利用者の利便性向上に資する施設を整備する場合、神戸市港湾施設条例に基づく占用は可能とします。

(4) 民間都市再生事業認定

土地譲渡契約又は定期借地権設定契約の締結前に、自らの手続きのもと都市再生特別措置法第 20 条に基づく民間都市再生事業計画の認定を受けてください。

認定には国土交通大臣への申請手続きが必要であり、（3）公共施設整備の自ら実施する公共施設整備を含む計画が求められますが、本公募において選定された計画をもって民間都市再生事業計画に認定されることを約束したものではありませんのでご注意ください。

(5) 緑化計画

神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例及び本市と締結する新港突堤西地区まちづくり協定の基準を満足する緑化計画としてください。

(6) 駐車場・駐輪場

駐車場・駐輪場は、関係法令に基づき必要な駐車台数を確保してください。

(7) 津波・高潮対策

① 事業用地は堤外地であることから、必要な地盤高及び施設の確保等、事業者において津波・高潮対策を実施してください。

なお、神戸港における設計高潮位(H.H.W.L)は K.P+3.70m であり、波浪推算^{*}によ

る波高は、第2突堤先端部で約1.7m、突堤基部で約1.3mを想定しています。

※「沖波：50年確率波、港内発生波浪：南風20m/秒による風波」を合成解析して推算

- ② 本市では神戸港南海トラフ巨大地震に伴う津波対策計画（平成27年9月）を策定し、津波対策を実施しています。事業者においても万全を期するため、計画において配慮してください。

https://www.city.kobe.lg.jp/documents/11215/nankaitorahu_1.pdf

- ③ 事業用地北側の防潮扉は台風に伴う高潮や津波発生時に、市街地への浸水を防止するため閉鎖します。事業者には土地引渡前に、高潮及び津波発生時における防潮扉の開閉作業及び堤外地からの避難誘導等に関する協定を本市と締結し、実施していただきます。

- ④ (3) 公共施設整備として、既存機能を維持することを条件に、海岸保全施設（防潮胸壁、扉）を改修する提案は可能としますが、内容について本市と十分協議のうえ、事業者の負担で実施いただきます。

(8) 岸壁・地盤

新港第2突堤の岸壁は船舶が係留し荷役を行うために設計された重力式ケーソン構造となっています。したがって事業用地内で建物を建築するにあたっては、岸壁の安全性について必要な検討を行ってください。

なお、事業者は覚書の締結以降、本市と協議の上、自らの責任と負担で地盤調査を実施することができます。

(9) 港湾環境整備負担金

港湾環境整備負担金条例第6条に該当する場合は、本市への届出が必要です。また、同条例に基づき負担金を納入していただきます。

4 事業用地

(1) 事業用地の土地利用計画（予定）

事業用地の土地利用計画（神戸港港湾計画）は、下表及び別図6土地利用計画のとおり、変更を予定しています。

土地利用計画	範囲
ふ頭用地	東西の各岸壁水際線より幅10mの範囲
緑地	公募対象地東西面の幅10mの範囲 突堤先端より長さ50m×幅約100m

交流厚生用地	公募対象地 (約 19,340 m ²), 北側道路
--------	--

(2) ふ頭用地

突堤の東西の水際線から幅 10mの範囲は公共港湾施設として現状の機能を維持するため、岸壁へのアクセスを確保するとともに、船舶の係留、港湾荷役作業にご協力ください。なお、西側水面については、今後、水域活用を予定しており、ふ頭用地等の公共敷の利用について、水域利用者との調整が生じる可能性があります。

(3) 緑地

3(4)の民間都市再生事業認定に基づき事業者自らが実施する公共施設整備範囲を除き、事業用地内の緑地整備については、事業者の施設整備にあわせて本市が実施する予定です。

(4) 海岸保全区域及び港湾隣接地域

事業用地の一部が海岸保全区域及び港湾隣接地域内となるため、工作物を設置する場合等は、海岸法及び港湾法の規定に基づく許可が必要となる場合があります。

(5) 事業用地内道路

建築基準法上の道路が、事業用地内を含む南北方向に位置付けられていますが、公募対象地内及びそれ以南については、引渡しまでに本市が廃道の手続きを行います。公募対象地以北については廃道しません。

(6) 都市計画法に基づく開発許可の手続き

(5) 事業用地内道路のとおり、事業用地では廃道部分を含む土地利用となり、都市計画法第 29 条申請が必要となりますので、事業者で必要な手続きを行ってください。

(7) 既存建物等の取扱い

事業用地内の既存建物である上屋 2 棟他 (H 1 上屋, J 上屋及び労働者休憩所) 及び構造物 (フェンス, 浄化槽) は、基礎杭を除き、本市が土地引渡しまでに解体・撤去します。

(8) 地中残存物

事業用地内には、上屋基礎杭, アスファルト, 雨水排水管, 水道管, 通信管, 電気配管及びこれらに付随する設備 (別図 4, 5 参照) が残置されていますが、現状有姿での引渡しとなります。

突堤内の雨水排管は台風時・高潮時において、海水が流末管より逆流し、柵やマンホールから溢れる可能性があります。建設の際にはこれらに留意し、充填や撤去等必要な

措置を事業者の責任において調査し実施してください。

なお、市章が入った残置物（ハンドホール蓋等）は再利用せず、事業者で適切に処分してください。

(9) 地中障害物

事業者が建築工事等の施工において、事前に資料等で示した地中残存物、30cm以下の捨石等の処理については、民法第562条から第564条に規定する契約不適合責任の除外事項としますので、事業者の責任と負担において、撤去等の対策を適切に講じて下さい。なお、上記に示すもの以外で、建築工事の支障となる地中障害物を発見した場合は、協議の対象とします。

(10) 土壌汚染対策法に基づく届出

公募対象地を範囲として土壌汚染対策法に基づく手続きを行っており、現時点においては、地歴調査等の結果を踏まえ同法施行規則第26条第1号から第5号に定める基準に該当せず、同法第4条第3項の規定による調査命令は発出されていません。

(11) 電波障害

高層建築物を計画する場合は、事業者自らの責任と負担により必要な調査や対策を行うなど、電波法に基づいて適切な処置を講じてください。

(12) コーナー灯

突堤部先端東側には、安全な船舶航行のためにコーナー灯が1基設置されています。この機能は維持し、阻害しない計画としてください。

5 供給処理施設等

公募対象地内の供給処理施設等については、事業者の負担により整備していただきます。公募対象地への引込管を港湾管理者が管理する道路敷に埋設する部分は、神戸市港湾施設条例に基づき占用料が必要になります。

(1) 上水道

本市水道局に協議・申し込みの上、供給を受け、必要となる負担金等については事業者において負担してください。公募対象地に引き込まれている既存引込の権利は事業者へ継承します。

(2) 下水道（污水）

公募対象地に布設する污水管（排水設備）は、本市建設局下水道部へ申し込みの上、既存の下水本管に接続し、必要となる負担金等については事業者において負担してく

ださい。なお、下水本管への接続に際して、自然流下による接続が困難で、ポンプアップ等が必要となった場合も、事業者の負担において実施してください。

(3) 雨水排水

公募対象地の雨水排水処理は、本市と協議の上、雨水管渠等に接続してください。

(4) 電力・電話・ガス

関係会社へ申し込みの上、供給を受けてください。必要となる負担金等については事業者において負担してください。

6 配慮が必要な事項

(1) 事業用地周辺事業への配慮

事業用地周辺では、港湾事業者が業務を行っているほか、新港第1突堤では宿泊・コンベンション等施設、第3突堤・第4突堤では深夜早朝時間帯の発着があるフェリーやクルーズ船のターミナルが立地しています。また、第1突堤基部においては住居機能を含む複合再開発が実施されているほか、事業用地北にて阪神高速3号神戸線の橋梁、税関前歩道橋等の改修が計画されています。

設計・施工、操業、動線計画の策定にあたっては、これら周辺で行われている事業、計画等に配慮し、関係事業者と十分な調整を行ったうえで実施してください。また、建設工事期間中及び施設操業後における交通対策についても適切に実施してください。

(2) 環境への配慮

神戸市建築物総合環境評価制度（CASBEE神戸）のランクはA以上とします。本市では、大規模な建築物を建てる際に、その建築主が本市の定めた指針に基づいた環境に対する配慮を自己評価し、届出する神戸市建築物総合環境評価制度（CASBEE神戸）を運用しています。詳しくは、本市建築住宅局建築指導部建築安全課まで問い合わせてください。その他、省エネルギー対策、リサイクルの推進など環境にも配慮した計画としてください。

(3) ウォーターフロントエリアのまちづくりへの協力

隣接する第1突堤基部では、道路や緑地、連結デッキ等の管理やまちの情報発信、イベント開催を目的とした施設所有者や事業者等による「新港突堤西地区タウンマネジメント協議会（仮称）」を設立予定です。当組織への積極的な参画に努めてください。

まちづくり協定の締結を含め、ウォーターフロント全体のマネジメント及び持続的かつ秩序あるまちづくり・にぎわいづくりに関する官民連携した取り組みに積極的に協力・参画すること。

(4) 周辺イベントへの配慮，協力

建設工事期間中及び施設操業後において，事業用地内及び周辺にて本市が実施する各種イベントについて配慮，協力してください。

(5) ユニバーサルデザイン

「県福祉のまちづくり条例」「神戸市バリアフリー道路整備マニュアル」等を参考に，ユニバーサルデザインに配慮したサイン整備やバリアフリーの推進に努めてください。

(6) 持続可能な開発目標（SDGs）

事業の実施にあたっては，SDGsの実現に向けた取組みに努めてください。

IV 契約及びその他の条件

優先交渉権者が選択する契約形態は次のいずれかとします。公募対象地内を分割し、組み合わせることはできません。

- (1) 土地譲渡契約
- (2) 定期借地権設定契約

※選択する契約形態（(2)の場合は定期借地権の希望設定期間）を計画書に記載してください。

1 契約時期

優先交渉権者が都市再生特別措置法第20条に基づく民間都市再生事業計画の認定を受けた後、速やかに土地譲渡契約又は定期借地権設定契約を締結します。

2 契約条件

(1) 土地譲渡契約を締結する場合

① 契約方法

土地譲渡契約を締結します。

② 譲渡価格

土地譲渡価格（参考価格）：4,835,500,000円（1平方メートル当たり25万円）

※譲渡価格は、優先交渉権者の事業実施計画を承認し、土地譲渡契約締結時に本市の手続きにより承認された金額で正式に決定します。

※本公募は応募者に譲渡価格提案により競うものではありません。また、決定した譲渡価格について、優先交渉権者との協議が不調に終わった場合には、優先交渉権者の資格を取り消します。

③ 支払方法

譲渡代金は、土地譲渡契約に記載する本市が指定する日までに全額を一括納入していただきます。納入期限を過ぎて納入する場合は、年14.6%の割合で計算した遅延損害金を別途納入していただきます。

④ 買戻し特約

土地の所有権移転登記と同時に本市で買戻し特約の登記を行います。土地譲渡契約後に契約条件の違反が判明した際、本市が土地を買い戻すことができるものです。買戻し特約の期間は土地譲渡契約の締結日の翌日から起算して10年間とします。

(2) 定期借地権設定契約を締結する場合

① 契約方法

借地借家法第 22 条（一般定期借地権）又は第 23 条（事業用定期借地権）に基づく定期借地権設定契約を締結します。

② 貸付期間

貸付期間は 30 年以上 70 年以内で、選定した事業提案に基づき優先交渉権者と本市が協議したうえで決定します。また、貸付期間は営業期間に、準備・撤去期間を加えたものとしします。

③ 賃貸料

年額賃貸料（見込み）：162,472,800 円（1 平方メートル当たり 700 円/月）

※賃貸料は、優先交渉権者の事業実施計画を承認し、定期借地権設定契約締結時に本市の手続きにより承認された金額で正式に決定します。

※賃貸料は、社会経済情勢の変動等により時価と乖離していると本市が判断したときは、見直すことができることとします。

※本公募は、応募者に価格提案を求め競うものではありません。また、優先交渉権者との協議が不調に終わった場合には、優先交渉権者の資格を取り消します。

④ 支払方法

賃貸料は、定期借地権設定契約書に記載する本市が指定する日までに納入していただきます。納入期限を過ぎて納入する場合は、年 14.6%の割合で計算した遅延損害金を別途納入していただきます。

⑤ 保証金

保証金は月額賃貸料の 18 か月分とし、定期借地権設定契約に記載する本市が指定する日までに全額を一括納入していただきます。定期借地権設定契約の満了時に、事業者が建築物その他の工作物を撤去し、更地返還した後、本市は未払い債務等を差し引いて無利息で事業者に返還します。

⑥ 公正証書

公正証書により定期借地権設定契約を締結します。公正証書の作成費用は本市と事業者が折半して負担することとします。

⑦ 貸付期間の終了時

事業者は、定期借地権設定契約の終了日までに、建築物その他の工作物をすべて撤去し、土地を原状復旧のうえ本市に返還してください。

3 その他の条件

(1) 留意事項

- ① 公募対象地は、選考委員会で審査された計画を基に本市との協議により必要な修正や変更を行った事業実施計画のみに基づいて利用できるものとします。
- ② 公募対象地を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)」第 2 条第 1 項に定める風俗営業，同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業，同条第 11 項に定める特定遊興飲食店営業の用に供することはできません。
- ③ 公募対象地を「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)」第 2 条第 2 号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に供することはできません。
- ④ 公募対象地を前記②③と同等類似と認められる用途に供することはできません。
- ⑤ 公募対象地の所有権を取得した後，その権利を第三者に移転する場合には，前記②③④の使用の禁止を書面により承継させるものとします。
また，所有権に基づき土地を使用させる場合にも，使用者が留意事項を免れるものではありません。

(2) 権利譲渡の禁止

事業者は，契約上の権利義務を第三者に譲渡することはできません。ただし，事業スキーム上必要であると本市が認め，書面による承認を受けた場合，土地の所有権・賃借権に関する処分を認めることとします。

なお，土地の引渡し後，事業者が土地又は土地の上に新築された建築物に抵当権その他の担保権を設定する場合には，事前に本市の承認を受けてください。

また，本市が行う権利移転の有無に関する調査を正当な理由なく拒み，妨げ又は忌避することはできません。

土地譲渡契約を締結する場合，上記禁止期間はいずれも土地譲渡契約の締結日の翌日から起算して 10 年間とします。

(3) 契約の履行

契約の条項に違反し又は不履行があったときは，原則として，次の措置を講じます。

- ・ 違約金の徴収（土地譲渡代金の 10%相当額又は月額賃貸料の 12 か月分相当）
- ・ 損害賠償の請求
- ・ 契約の解除

・買戻権の行使

(4) 契約不適合責任

本公募で譲渡又は賃貸借された土地に契約の内容に適合しない箇所（以下「契約不適合」という）があることを発見しても、事業者は本市に対して、売買代金の減額、賃貸料の減額、損害賠償の請求、契約の解除又は契約の追完請求を申し出ることができません。

ただし、当該契約不適合が、本市の行為によって生じたものである場合は、土地の引渡しの日から2年以内に限り、本市と事業者は当該契約不適合に当たる箇所について協議したうえで、事業者は本市に対して、売買代金の減額、賃貸料の減額、損害賠償の請求、契約の解除又は契約の追完請求を行うことができるものとします。

(5) 新港突堤西地区まちづくり協定書の締結について

新港突堤西地区の持続的な発展及び良好な環境を創造するため、本市と事業者の間で、契約と同時に「新港突堤西地区まちづくり協定書（別添5）」を締結します。

(6) 国有地の取得について

公募対象地は現在、国（財務省）が所有していますが、令和3年度上半期中に市が取得予定です。優先交渉権者との土地譲渡契約又は定期借地権設定契約の締結は、公募対象地を国から取得した後になります。

V 応募手続き及び優先交渉権者の決定等

1 応募手続き

(1) 募集要項等の配布

募集要項等は令和2年10月30日（金）から令和3年1月22日（金）までの間に、本市ホームページから入手してください。

URL : <http://www.city.kobe.lg.jp/a38702/business/kowanjigyo/2pierredevelopment.html>

(2) 説明会

募集要項等に関する説明会を以下のとおり開催します。説明会は事前に申し込みを行った企業だけが参加することができます。

- ・開催日時：令和2年11月10日（火）13時から（12時30分から受付開始）
- ・開催場所：神戸ポートオアシス（神戸市中央区新港町5番2号）
- ・申込方法：説明会参加申込書（指定様式1）を作成し、電子メールに添付して申し込んでください。件名は「新港突堤西地区再開発事業説明会参加申込●●」（●●は企業名）としてください。
- ・受付期間：令和2年10月30日（金）から11月9日（月）まで
- ・送信先：2pier_redevelopment@office.city.kobe.lg.jp
 - ※1社3名までの参加とさせていただきます。
 - ※説明会当日に質疑応答の時間は設けません。
 - ※説明会への出席が応募登録の条件となることはありません。

(3) 質問の受付

募集要項等に関する質問は、募集要項等に関する質問書（指定様式2）に記入のうえ、電子メールに添付しお送りください。件名は「新港突堤西地区再開発事業質問●●」（●●は企業名）としてください。電話・FAX等での問い合わせには一切応じません。

- ・受付期間：令和2年10月30日（金）から11月30日（月）まで
- ・送信先：2pier_redevelopment@office.city.kobe.lg.jp

(4) 質問の回答

質問に対する回答は本市のホームページで順次公開するとともに、募集要項等の追加、修正事項とみなします。

なお、意見や要望には回答しないことがあります。

- ・掲載期間：令和3年1月22日（金）まで
- ・URL：<http://www.city.kobe.lg.jp/a38702/business/kowanjigyo/2pierdevelopment.html>

（5）応募申込方法

応募登録、計画提案に係る書類は、提出書類（別添 様式）に必要事項を記載し、必要部数を提出してください。また、電子媒体（CD-R・DVD-R）でPDF版（ウイルスチェック済）も合わせて提出してください。

なお受付に際し、申込書記載事項等に関してヒアリングの実施や追加資料の提出を求める場合があります。

	内容	様式	部数	作成方法
応募登録	応募申込書	1から4	1	ビニールカバー等不要 A4縦使い 一続きにホチキス2点留め
計画提案	計画書	5から10	21	ビニールカバー等不要 A3横使い 一続きにホチキス2点留め

①応募登録受付期間

- ・受付期間：令和3年1月25日（月）から1月29日（金）まで
午前9時30分から午後5時まで（午後0時30分から午後1時30分までの間を除く）
- ・受付場所：神戸市中央区港島中町4丁目1番1 ポートアイランドビル2階
港湾局経営課 TEL. 078-595-6338（ダイヤルイン）
※事前に電話予約のうえ必ず持参してください。郵送による申込みは受けません。

②計画提案受付期間

- ・受付期間：令和3年1月25日（月）から2月19日（金）まで
午前9時30分から午後5時まで（午後0時30分から午後1時30分までの間を除く）
- ・受付場所：神戸市中央区港島中町4丁目1番1 ポートアイランドビル2階
港湾局経営課 TEL. 078-595-6338（ダイヤルイン）
※事前に電話予約のうえ必ず持参してください。郵送による申込みは受けません。

(6) 参考提案

- ・本公募は、第2突堤を対象とした事業提案を求めるものですが、第1突堤や第1突堤基部など、既に再開発により導入が決定している施設とともに、第2突堤基部など、今後、再開発を進める街区との連携、相乗効果も期待するところです。
- ・今後、新港突堤西地区の再開発を進めるための参考として、上位計画も踏まえつつ第2突堤周辺地域における導入施設や土地利用の方向性等を提案してください。
- ・なお、提案は任意とし、必ず提出を求めるものではありません。また、本提案は、事業者選定における評価の対象外であり、将来、優先的に事業者として選定されるものではありません。

(7) 提出書類

様式	様式名	記載内容	頁	部数
応募 申 込 書	様式1	表紙	—	1
	様式2-1	事業者応募申込書	企業グループで申し込む場合には、代表企業名を記入	1
	様式2-2	構成員企業一覧	企業グループの場合に記載 代表企業と責任を分任して、共同で事業を行う企業名を記入	1
	様式3-1	承諾書・誓約書	市税調査に関する承諾書兼誓約書	1
	様式3-2		申込資格誓約書	1
	様式4-1	企業(企業グループ)調書	単独企業の場合も代表企業欄(会社概要)に記入が必要	1
	様式4-2	業務分担調書	代表企業、構成員企業を除く協力事業者や委託・請負関係等の企業名(予定) 執行体制及び運営体制、業務内容、主要テナント等を記入 未定の場合は「未定」と記入	1
	様式4-3	事業実績	代表企業、構成員企業の事業実績	1
		添付書類	印鑑証明書及び資格証明書、法人登記簿謄本 法人税納税証明書(直近1か年) 貸借対象表・損益計算書・株主資本等変動計算書(直近3か年) 定款、会社概要、パンフレット等(事業実績がわかる資料)	—
計 画 書	様式5	A 表紙	契約形態(分譲・賃貸)の区分を記載	1
	様式6	B 目次	—	1
	様式7	C 全体計画	計画全体の基本方針・コンセプト	1
		D 事業計画	事業計画 ・導入施設概要 ・施設導入による効果(にぎわい創出、地域経済等への貢献)とその根拠	適宜
			E 施設計画	施設計画(1) ・施設配置計画、動線計画 ・配置図(1/1000)
		施設計画(2) ・建物概要、建物内の施設構成(面積表) ・平面図、断面図、立面図(1/500)		適宜
		施設計画(3) ・外構計画、公共施設整備計画 (建物低層階、外構、周辺緑地、水域との一体性) ・平面図(1/1000)		1
		施設計画(4) ・その他(環境対策 など)		1
		F 完成イメージ図	施工計画(工程表)	1
			完成イメージ図(1) 1カット ・事業用地全体を含む鳥瞰図	1
			完成イメージ図(2) 4カット ・新港第1突堤先端からの近景(日中、夜間) ・新港第2突堤基部からの近景(日中) ・ポーアイしおさい公園からの中景(日中)	1
		G 運営体制	運営体制	1
	様式8	H 資金・収支計画	資金計画	1
	様式9		収支計画	1
様式10	H' 事業実施計画書※	S P C設立の事業実施計画書	適宜	
	I その他	応募者が考える計画のアピールポイント	1	
	J 参考提案	ゾーニング等の土地利用イメージ	1	

※ S P Cを設立する場合

●提出書類作成等の注意事項

- ・応募申込書・計画書の提出は、1 応募者につき 1 提案とします。
- ・応募申込書、計画書、その他図書等作成に要する費用は、応募者の負担とします。
- ・応募者が本市に提出した書類は返却しません。
- ・書類提出後の内容変更は原則として認めません。
- ・応募者名は公表しません。ただし、優先交渉権者に選定された応募者はその名前を公表するとともに、選定された提案内容を公表します。その際、本市は必要な書類を無償で使用できるものとし、応募者はあらかじめ了承するものとします。
- ・計画書の著作権は応募者に帰属します。なお、計画書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に認められた場合を除き、応募者が第三者の承諾を得てください。第三者の著作物の使用に関する責は応募者に帰するものとします。
- ・採用された計画書等は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- ・金融商品取引法に定める有価証券報告書の提出義務がある会社については、有価証券報告書記載の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書とします。
- ・その他の会社については、税務申告書に添付した貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書としてください。
- ・提出する書類について、企業グループで申し込みをされる場合は全参加企業分を提出してください。
- ・提出書類の頁数は遵守してください。
- ・各様式に枠がある場合は、枠外の余白には一切文字等を記入しないでください。
- ・模型及び模型写真の使用は不可。
- ・図中の文字を除き、文字のフォントサイズは 12 ポイント以上としてください。

2 優先交渉権者の決定

応募者から申込受付期間中に提出された応募申込書・計画書について、Ⅷ審査項目に基づき審査を行います。審査項目に定める配点を合計した値の6割を最低基準点とし、その点数以上の計画を提案した応募者の中から、得点が一番高い計画を提案した応募者を優先交渉権者として選定します。

(1) 外部委員による審査機関の設置

優先交渉権者の決定は、外部有識者で構成する新港突堤西地区再開発事業優先交渉権者選考委員会（以下「選考委員会」）による提案内容の審査により行います。

(2) 選考委員会の委員等への接触の禁止等

本募集要項配布後、質問等に関する問い合わせは所定の手続きによるものとし、その他の方法による問い合わせに対しては、応募者及び応募予定者に限らず、いかなる者からの問合せも受け付けません。

なお、優先交渉権者決定までの間、選考委員会の委員、本市職員に対して、審査に関する働きかけを行うなど、本公募に関する不正な接触の事実が認められた場合は失格となります。

(3) 審査方法

審査にあたり、まず応募資格の審査を行い、欠格事由に該当しない応募者の提案内容について、選考委員会で募集要項の定める基本方針、「港都 神戸」グランドデザイン、神戸港将来構想及び関係法令等を踏まえ、必要に応じて実施するプレゼンテーション※も考慮し、提案内容について採点を行います。

プレゼンテーションは応募者自らが行うものとし、提出された計画書や提出を求めた補足説明資料に基づき実施していただきます。

採点の結果、最高得点を得た提案内容を最優秀とし、優先交渉権者を決定します。なお、審査結果に基づき、次点交渉権者を選出する場合があります。

※プレゼンテーションの日時・場所・方法等の詳細は別途通知いたします。

(4) 公表

① 審査結果は、応募者（企業グループの場合は代表企業）に文書で通知します。審査結果に対する問合せ・異議等については、応募者に限らず一切応じません。

② 選考委員会で優先交渉権者として決定した申込内容については、企業名・完成イメージ図・計画概要等、審査結果を公表します。なお、優先交渉権者以外の評価点等の審査結果は企業名を伏せて公表します。

(5) その他

優先交渉権者が本募集要項に違反した場合や、提出図書に虚偽の内容がある場合は、優先交渉権者の資格を取り消します。

3 覚書の締結

優先交渉権者に選定された応募者は、新港突堤西地区（第2突堤）再開発事業の着手にあたり、土地譲渡契約又は定期借地権設定契約を締結するまでの間、募集要項に定めた規定の順守等の基本事項について、本市と覚書を締結します。

4 事業実施計画の策定

覚書を締結した優先交渉権者は、本市（公共施設管理者を含む）と計画の内容について協議を行っていただきます。その中で、選定した計画と異なる内容への計画の見直しが必要となった場合は、優先交渉権者は必要な修正・変更を行って、事業実施計画を確定させ、本市の承認を受けてください。

VI 土地の引渡し方法等

1 土地の引渡し時期

土地の引渡しは、土地譲渡代金（土地譲渡契約）又は保証金（定期借地権設定契約）の完納後に、土地引渡書により行います。

土地の引渡し時期は、令和4年を予定していますが、建物の解体撤去工事等の遅れにより引渡し時期が遅れる可能性があります。

ただし、本市との協議において、土地の引渡しを行う必要がないと認められる部分がある場合、その対象土地部分のみを土地譲渡契約又は定期借地権設定契約の対象から外すことがあります。

2 登記（土地譲渡契約を締結する場合）

土地の所有権移転登記は、土地の引渡しの後、本市が囑託により行います。登録免許税は事業者の負担になります。

3 着工時期

工事着手は、原則として土地の引渡し後となります。引渡日の翌日から起算して6ヶ月以内に現地着手（測量調査等を含む）を行い、3年以内に少なくとも一部施設の操業を開始してください。

なお、優先交渉権者が事前着工を希望する場合は、本市との協議の上、事前着工に係る覚書を締結することで、土地の引渡し前に着工を認める場合があります。また、建築工事等に必要ない地盤調査等についても、書面による承諾を受けた場合、実施できるものとします。

VII 留意事項

- ・ 募集要項に修正・変更・追加等があった場合は、本市ホームページで公表します。
- ・ やむを得ない事情により、公募対象地の全部又は一部を本事業に利用できない事態が生じた場合は、本市は本募集要項に基づく手続きを凍結又は中止する場合があります。なお、凍結又は中止により、応募者が負う損害について本市は一切これを補償しません。
- ・ 本公募及びこれに関する事項につき、故意又は過失のいかんを問わず、応募者が第三者に損害を生じさせても、本市は一切これを補償しません。
- ・ 募集要項、覚書の解釈について疑義を生じたとき又はこれらに定めのない事項については、本市と事業者（又は優先交渉権者）が協議の上定めるものとします。
- ・ 提出書類及びプレゼンテーションにあたっての使用言語は全て日本語、使用単位は計量法に規定する計量単位、使用通貨は日本円とします。また、日時については、特に断りのない限り、日本標準時とします。
- ・ 「年」と記載のあるものは暦年を指し、「年度」とあるものは地方自治法第 208 条に規定する会計年度とします。
- ・ 1ヶ月を単位として記載した期間については、暦に従って計算します。
- ・ 文章中に法律に関する記載がある場合、日本の国内法を指します。
- ・ 誤字、脱字、誤植、その他の原因により、募集要項の各項目間あるいは募集要項と回答との間で矛盾を生じている場合、又は誤解を生じやすいと認められる場合は、速やかに本市へ届けてください。
- ・ 特に断りのない限り、法律行為は到達主義を採用します。また、届出のあった住所地への到達をもって、到達があったものとし、企業グループの場合は、代表企業への到達をもって、企業グループ全員への到達があったものとみなします。

VIII 審査項目

新港突堤西地区再開発事業優先交渉権者選考委員会における審査項目及び配点は、下記の表のとおりとします。

1 審査項目及び配点（200点満点）

審査項目	審査書類	配点	主な審査のポイント
1 事業主体の適格性	応募申込書 等	20点	・当該事業を実施するのに十分な資金、信用、経営状況及び事業実績を有しているか など
2 全体計画	C 全体計画	20点	・企画意図を十分理解した再開発の方向性が示されているか ・具体的で独創的なコンセプトが示されているか ・ウォーターフロントの立地環境を活かした魅力的な計画か など
3 事業計画	D 事業計画	40点	・滞在価値の向上や新たなにぎわいの創出への貢献 ・本市の観光需要の増進や交流人口の増加、地域経済等への貢献 など
	G 運営体制 H 資金・収支計画	30点	・運営体制の信頼性、確実性 ・資金計画の妥当性、資金調達計画の信頼性 ・事業の継続性、安定性及び実現性 など
4 施設計画	E 施設計画	50点	・突堤形状を活かし、親水性の感じられる施設配置か ・計画施設の機能構成と規模は適切か ・施設内外の空間構成は魅力的か ・津波や高潮など防災対策に配慮しているか ・低炭素社会の実現に向けた省エネルギー対策など、環境に配慮した施設計画か など
5 景観計画	E 施設計画 F 完成イメージ図	20点	・神戸の新たなランドマークとなるなど、シンボル性のある建物デザインか ・建物と外構、公共施設が一体性のあるデザインか ・海、対岸からの眺望景観は魅力的か ・ウォーターフロントにふさわしい夜間景観演出がされているか など
6 実行力 説得力	計画書 プレゼンテーション	20点	・実現に向けた説得力がある提案か ・地域まちづくりに対する取組み意欲があるかなど

2 評価方法

- ・ 5段階で評価を行う
- ・ 審査項目の配点に係数を乗じて、評価点を算出する
- ・ 各審査項目の評価点の合計点が一番高い応募者を優先交渉権者とする

評価		係数
A	非常に優れている	1.0
A´	優れている	0.8
B	普通	0.6
B´	やや劣っている	0.4
C	劣っている	0.2
X	不適	0.0

IX 添付書類

指定様式1 新港突堤西地区（第2突堤）再開発事業 説明会参加申込書

指定様式2 新港突堤西地区（第2突堤）再開発事業 募集要項等に関する質問書

(指定様式1)

新港突堤西地区（第2突堤）再開発事業
説明会参加申込書

令和2年 月 日

神戸市長 宛

新港突堤西地区（第2突堤）再開発事業 事業者募集要項で定める説明会への参加を申し込みます。

法人名	
所在地	〒 -

※押印の必要はありません

(説明会への参加者)

参加者の 役職・氏名	
参加者の 連絡先	(TEL) (E-Mail)

※1社あたり3名までとします。

(注意事項)

電子メールで申し込む際には、2種類の電子データ（MS-Word・Adobe-PDF）を添付してください。

(指定様式2)

新港突堤西地区（第2突堤）再開発事業
募集要項等に関する質問書

令和2年 月 日

神戸市長 宛

新港突堤西地区（第2突堤）再開発事業 事業者募集要項等の内容について、下記のとおり質問書を提出します。

法人名	
担当者 の連絡先	(部署名) (担当者) (TEL) (E-Mail)

※押印の必要はありません。

(質問内容)

No	頁	項目番号	項目	質問要旨
1				
2				
3				
4				
5				

※記入欄が不足する場合には、様式に準じて追加作成してください。

(注意事項)

電子メールで申し込む際には、2種類の電子データ（MS-Word・Adobe-PDF）を添付してください。